
運営規定

[制定年月日：2009年4月1日]

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

医療法人社団 青優会 南小樽病院

通所リハビリテーション すまいる

目次

第 1 条	(事業の目的)	2
第 2 条	(運営の方針)	2
第 3 条	(事業所の名称等)	2
第 4 条	(従業者の職種、必要員数及び職務内容)	2
第 5 条	(営業日及び営業時間)	3
第 6 条	(事業の内容)	3
第 7 条	(利用料等)	4
第 8 条	(利用定員)	5
第 9 条	(通常の事業の実施地域)	5
第 10 条	(施設の利用にあたっての留意事項)	5
第 11 条	(苦情の取り扱い)	5
第 12 条	(個人情報の取り扱い)	5
第 13 条	(非常災害時)	6
第 14 条	(業務継続計画の策定)	6
第 15 条	(虐待の防止のための措置)	6
第 16 条	(その他運営についての留意事項)	7
附則		8
〈別紙実施地域〉		9

第1条（事業の目的）

医療法人社団青優会南小樽病院（以下「病院」という。）が行う通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の医師、介護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚療法士及びその他の職員（以下「従業者」という。）が要介護状態、または要支援状態と認定された利用者に対し、通所リハビリテーションサービス及び介護予防通所リハビリテーションサービスを提供することを目的とする。

第2条（運営の方針）

通所リハビリテーションの従業者は、要支援、要介護者等利用者の心身の特性をふまえて全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに生活の質の確保を重視した在宅生活が維持できるようにサービスを提供する。

事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、サービスの提供に努めるものとする。

第3条（事業所の名称等）

通所リハビリテーションサービス及び介護予防通所リハビリテーションサービスの提供を行う病院の名称及び所在地は、次の通りとする。

名称	医療法人社団 青優会 南小樽病院 通所リハビリテーション すまいる
所在地	小樽市潮見台1丁目5番3号

第4条（従業者の職種、必要員数及び職務内容）

病院に勤務する通所リハビリテーションサービス及び介護予防通所リハビリテーションサービスの提供にあたる従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

No.	職種	必要数	備考
1	医師	1名	● 要支援、要介護者等利用者の医療的な管理を行う。
2	介護職員 看護職員	4名	● ケアプランに基づいたサービスの提供及びサービス提供の記録 ● 要支援、要介護者等利用者へのサービスの提供を行う。 ● 利用者の心身状況等の把握
3	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	1名	● 要支援、要介護者等利用者に対し、運動機能検査等を行い通所リハビリテーション ● 計画の作成及び見直し等を行う。
4	管理栄養士	1名	● 利用者の栄養管理等を行う。
5	事務職員	1名	● 必要な事務を行う。

第5条（営業日及び営業時間）

通所リハビリテーションサービス及び介護予防通所リハビリテーションサービスの営業時間は、次のとおりとする。

営業日	月曜日～金曜日（休み：土曜日、日曜日、祝祭日及び事業所が定めた日） 【事業所が定めた日とは、お盆休み（8月13日～16日までの間で1日間）・年末年始（12月30日～1月3日）を示します】
営業時間	8:00～16:45（サービス提供時間 9:15～15:45）

第6条（事業の内容）

通所リハビリテーションサービス及び介護予防通所リハビリテーションサービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 機能訓練
- (2) 入浴
- (3) 食事
- (4) レクレーション
- (5) 健康・介護の相談
- (6) 送迎
- (7) 健康チェック

第7条 (利用料等)

通所リハビリテーションサービス及び介護予防通所リハビリテーションサービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該通所リハビリテーションサービスが法定代理受領サービスであるときは次の各号の合計額とする。

- (1) 通所リハビリテーションサービス及び介護予防通所リハビリテーションサービスの提供（食事提供を除く）について厚生労働大臣が定めた額。
2. 前項のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から徴収する。
- (ア) サービス提供において必要とされる下記項目の合計額として利用諸経費
1人1回の利用につき200円を負担して頂く。
 - ① お茶代（コーヒー・紅茶・日本茶）
 - ② 娯楽費（日常レクレーション・簡単な製作の材料費）
 - ③ タオル使用料（手拭、バスタオル、おしごり等）
 - ④ 日用雑貨の使用料（石鹼、シャンプー、リンス、はし、スプーン、ティッシュペーパー）
 - (イ) 食費として1回につき800円を負担して頂く。

3. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明した上で、支払いに同意する旨の文章に署名（記名捺印）を受けることとする。

第8条（利用定員）

通所リハビリテーションサービスの利用定員は、40名とする。（介護予防通所リハビリテーション定員含む）

第9条（通常の事業の実施地域）

実施地域は別紙の範囲とする。

第10条（施設の利用にあたっての留意事項）

通所リハビリテーションサービス及び介護予防通所リハビリテーションサービスの提供に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、指定通所リハビリテーションサービス及び介護予防通所リハビリテーションサービス事業従事者の勤務体制、その他、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を規した文章を交付して説明を行い、サービス内容等について利用申込者の同意を得るものとする。

第11条（苦情の取り扱い）

通所リハビリテーションサービス及び介護予防通所リハビリテーションサービスに対しての要望又は苦情については科長（理学療法士）が対応する。

第12条（個人情報の取り扱い）

個人情報保護規定に従って個人情報を保護いたします。

第13条 (非常災害時)

非常災害時に適切に対応するため、非常災害に関する具体的計画をたてるとともに、非常災害に備えるため定期的に避難、救出その他必要な訓練に努めるものとする。

第14条 (業務継続計画の策定)

1. 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
2. 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
3. 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第15条 (虐待の防止のための措置)

1. 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない。
 - (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施する。
 - (4) (1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
2. 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めるものとする。

第16条 (その他運営についての留意事項)

通所リハビリテーションサービス及び介護予防通所リハビリテーションサービスを提供する病院は、従業者の資質の向上をはかるための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- (2) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- (3) この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、隨時協議に基づいて定めるものとする。

附則

1. この指針は、2009年4月1日より施行する。
2. この指針の改定年月日は、次のとおりとする。

No.	改定日	改定内容
1	2009/4/1	新規作成
2	(省略)	
3	2021/4/1	改定
4	2022/4/1	改定
5	2023/4/1	改定
6	2024/4/15	第14条（業務継続計画の策定）、第15条（虐待の防止のための措置）追加
7	2025/6/1	第5条（営業日及び営業時間）の変更
8		

〈別紙実施地域〉

高島1丁目・高島2丁目・手宮1丁目・手宮2丁目・手宮3丁目・赤岩1丁目1番～13番・末広町・石山町・豊川町・錦町・色内1丁目・色内2丁目・色内3丁目・稻穂1丁目・稻穂2丁目・稻穂3丁目・稻穂4丁目・稻穂5丁目・富岡1丁目・富岡2丁目・港町・堺町・東雲町・山田町・相生町・清水町・花園1丁目・花園2丁目・花園3丁目・花園4丁目・花園5丁目・緑1丁目・緑2丁目・緑3丁目・最上1丁目・最上2丁目・入船1丁目・入船2丁目・入船3丁目・入船4丁目・入船5丁目・松ヶ枝1丁目・松ヶ枝2丁目・有幌町・住吉町・住ノ江1丁目・住ノ江2丁目・信香町・勝納町・若松1丁目・若松2丁目・奥沢1丁目・奥沢2丁目・奥沢3丁目・奥沢4丁目・奥沢5丁目・天神1丁目・天神2丁目・新富町・真栄1丁目・真栄2丁目3番～7番・望洋台1丁目・望洋台2丁目・望洋台3丁目・長橋2丁目・長橋3丁目・梅ヶ枝町・潮見台1丁目・潮見台2丁目・築港・若竹町・桜1丁目・桜2丁目・桜3丁目・桜4丁目・桜5丁目・船浜町・朝里1丁目・朝里2丁目・朝里3丁目・朝里4丁目・新光1丁目・新光2丁目・新光3丁目・新光4丁目・新光5丁目・朝里川温泉1丁目